

昭和三十三年厚生省令第十六号

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三号ノ四第一項及び第四十三号ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則を次のように定める。

（療養の給付の担当の範囲）

第一条 保険薬局が担当する療養の給付及び被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）は、薬剤又は治療材料の支給並びに居室における薬学的管理及び指導とする。

（療養の給付の担当方針）

第二条 保険薬局は、懇切丁寧な療養の給付を担当しなければならない。

（適正な手続の確保）

第二条の二 保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に關する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。
二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこととの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。
2 前項に規定するほか、保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に比して当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

2 保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

（揭示）

第二条の四 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、別に厚生労働大臣が定める事項を揭示しなければならない。

（処方箋の確認等）

第三条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師（以下「保険医等」という。）が交付した処方箋であること及びその処方箋、法第三十三条第三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「その処方箋、法第三十三条第三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「法第三十三条第三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）と、「事由によつて電子資格確認により」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。

3 療養の給付及び公費負担医療に關する費用の請求に關する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険薬局及び同令第六条第一項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

4 保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第二項に規定する場合において、

患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居家療養管理指導その他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行うに当たつては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるとにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

（患者負担金の受領）

第四条 保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金並びに法第八十六条の規定による療養に關する費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第一百条の規定による家族療養費として支給される額（同条第二項第一号に規定する額に限る。）に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険薬局は、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養に關し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第八十六条第二項又は第一百条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。

（領収証等の交付）
第四条の二 保険薬局は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第四条の二の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣

の定めるものに限る。）を担当した場合（第四条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に關する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

（調剤の記載及び整備）

第五条 保険薬局は、第十条の規定による調剤録に、療養の給付の担当に關し必要な事項を記載し、これを他の調剤録と区別して整備しなければならない。

（処方箋等の保存）

第六条 保険薬局は、患者に対する療養の給付に關する処方箋及び調剤録をその完結の日から三年間保存しなければならない。

（通知）

第七条 保険薬局は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

- 一 正当な理由がなく、療養に關する指揮に従わないとき。
二 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

（後発医薬品の調剤）

第七条の二 保険薬局は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に關する法律第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の備蓄に關する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

（調剤の一般的な方針）

第八条 保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）

（見）	第二健康保険事業	健康保険事業	船員保険事業
	第一欄	第二欄	第三欄

は、保険医等の交付した処方箋に基いて、患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。

2 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。

3 保険薬剤師は、処方箋に記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方箋を発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

（使用医薬品）

第九条 保険薬剤師は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を使用して調剤してはならない。ただし、厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

第九条の二 保険薬剤師は、調剤に当たつては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない。

（調剤録の記載）

第十条 保険薬剤師は、患者の調剤を行った場合には、遅滞なく、調剤録に当該調剤に関する必要な事項を記載しなければならない。

（適正な費用の請求の確保）

第十条の二 保険薬剤師は、その行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。

（説替規定）

第十一条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替へるものとする。

出	第三健康保険法	健康保険法	健康保険法（大正十一年法律第七十（昭和十四年法律第七十）以下「法」と法律第七十号。以下いう。）第六十三号。以下「法」といふ第三項第一号又「法」といふ第六は第二号。第五十三号第三項各号	法第三十三項法第三十三項法第二十二項に規定する電子資格確認	資格確認	資格確認	資格確認
し	第三健康保険法	健康保険法（大正十一年法律第七十（昭和十四年法律第七十）以下「法」と法律第七十号。以下いう。）第六十三号。以下「法」といふ第三項第一号又「法」といふ第六は第二号。第五十三号第三項各号	法第三十三項法第三十三項法第二十二項に規定する電子資格確認	資格確認	資格確認	資格確認	資格確認
を	第三健康保険法	健康保険法（大正十一年法律第七十（昭和十四年法律第七十）以下「法」と法律第七十号。以下いう。）第六十三号。以下「法」といふ第三項第一号又「法」といふ第六は第二号。第五十三号第三項各号	法第三十三項法第三十三項法第二十二項に規定する電子資格確認	資格確認	資格確認	資格確認	資格確認
含	第三健康保険法	健康保険法（大正十一年法律第七十（昭和十四年法律第七十）以下「法」と法律第七十号。以下いう。）第六十三号。以下「法」といふ第三項第一号又「法」といふ第六は第二号。第五十三号第三項各号	法第三十三項法第三十三項法第二十二項に規定する電子資格確認	資格確認	資格確認	資格確認	資格確認
む。	第三健康保険法	健康保険法（大正十一年法律第七十（昭和十四年法律第七十）以下「法」と法律第七十号。以下いう。）第六十三号。以下「法」といふ第三項第一号又「法」といふ第六は第二号。第五十三号第三項各号	法第三十三項法第三十三項法第二十二項に規定する電子資格確認	資格確認	資格確認	資格確認	資格確認

（見）	第九健康保険事業	健康保険事業	船員保険事業
	第一欄	第二欄	第三欄

同条第二項法第四十九條に同条第二項第一号に規定する法第一号に規定する額

支払を受け支払を、特別療養費を受ける者については法第七十六條第二項の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第四十五條の規定による特別療養費（同条第二項第一号に掲げる費用に限る。）として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける

同条第二項法第四十九條に健康保険法第六十三條第二項法第七十號第三號

同項第四號法第四十九條に健康保険法第六十三條第二項第四號

同項第五號法第四十九條に健康保険法第六十三條第二項第五號

第八十六條法第四十九條に第六十三條第二項又は法第七十六條第八十六條第二項又は第七十六條第八十六條第三項

第七全國健康保険協会又は当該健康保険組合

全國健康保険協会

全國健康保険協会

出	附則	（施行期日）	1 この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。 （健康保険及び船員保険保険薬剤師療養担当規程の廃止）
し	附則	（施行期日）	2 健康保険及び船員保険保険薬剤師療養担当規程（昭和二十五年十月厚生省告示第二百七十五号）は、廃止する。
を	附則	（昭和三十八年）抄	1 この省令は、公布の日から施行する。 附則（昭和四九年一月二八日厚生省令第四八号）抄
含	附則	（昭和五十六年）抄	1 この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。 附則（昭和五十九年九月二日厚生省令第四六号）抄
む。	附則	（昭和五十九年）抄	1 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。 附則（平成六年三月一六日厚生省令第一〇号）抄
	附則	（平成六年）抄	1 この省令は平成六年四月一日から施行する。 附則（平成六年八月五日厚生省令第五〇号）抄
	附則	（平成八年）抄	1 この省令は、平成八年十月一日から施行する。 附則（平成八年三月八日厚生省令第六号）抄
	附則	（平成九年）抄	1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。 2 この省令の施行日前に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。 附則（平成九年八月二五日厚生省令第六二号）抄
	附則	（平成九年）抄	1 この省令は、平成九年九月一日から施行する。 2 この省令の施行日前に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。

<p>(以下「電子資格確認」という。)令和五年九月三 によつて保険医療機関及び保険十日のいずれか 医療費担当規則第一条に規定す 療養の給付又は保険薬局及び 保険薬剤師療養担当規則第一 条に規定する療養の給付(以下 「療養の給付」という。)を受け る資格があることの確認を受け ることができる体制の整備に係 る事業を行う者との間で当該体 制の整備に係る契約(令和五年 二月二十八日までに締結され たものに限る。)を締結している保 険医療機関又は保険薬局であつ て、当該事業者による当該体制 の整備に係る作業が完了してい ないもの</p>	<p>二 電子資格確認に必要な電気 通信回線(光回線に限る。)が整 備されていない保険医療機関又 は保険薬局</p>	<p>三 居室における療養上の管理 及びその療養に伴う世話その他 の看護のみを行う保険医療機関</p>	<p>四 改築の工事中である施設又は 臨時の施設において診療又は 調剤を行っている保険医療機関 又は保険薬局</p>	<p>五 廃止又は休止に関する計画 を定めている保険医療機関又は 保険薬局</p>
<p>六 その他患者が電子資格確認上欄の特に困難 によつて療養の給付を受ける資 格があることの確認を受けるこ とができる体制を整備すること が特に困難な事情がある保険医 療機関又は保険薬局</p>	<p>上欄の電気通信 回線が整備され た日から起算し て六月が経過し た日までの間</p>	<p>居室における療 養上の管理及び その療養に伴う 世話その他の看 護のみを行う場 合にあつて患者 が電子資格確認 によつて療養の 給付を受ける資 格があることの 確認を受けるこ とができる仕組 みの運用が開始 されるまでの間</p>	<p>当該改築の工事 中である施設又 は臨時の施設に おいて診療又は 調剤を行つてい る間</p>	<p>廃止又は休止す るまでの間</p>

<p>二 新療担規則第三条第二項の規定及び新療担規 則第三条第二項の規定(新療担規則第十一条に おいて読み替えて適用する場合を含む。)は、 保険医療機関又は保険薬局(前項の規定の適用 を受けるものを除く。)が次の各号に掲げる療 養の給付を担当する場合において、次の各号に 掲げる場合にあつて患者が電子資格確認によつ て療養の給付を受ける資格があることの確認を 受けることができる仕組みの運用が開始される までの期間、適用しない。</p>	<p>一 居室における療養上の管理及びその療養に 伴う世話その他の看護又は居室における薬学 的管理及び指導を行う場合 二 電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬 学的管理及び指導を行う場合</p>	<p>三 保険医療機関又は保険薬局は、第一項の届出 を行う際、当該届出の内容を確認できる必要な 資料を添付するものとする。ただし、同項の届 出を行うに当たり、資料の添付を併せて行うこ とができないことについてやむを得ない事情が ある場合には、当該届出の事後において、速や かに地方厚生局長等に提出するものとする。</p>	<p>四 第一項の届出は、当該保険医療機関又は保険 薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚 生支局の分室がある場合においては、当該分室 を経由して行うものとする。 (準備行為)</p>	<p>第三条 前条第一項の表の上欄に掲げる保険医療 機関又は保険薬局は、この省令の施行の日前に においても、同条の規定の例により、その届出を 行うことができる。 (資料の提供)</p>	<p>第四条 地方厚生局長等は、療養の給付に関して 必要があると認めるときは、審査支払機関に対 し、新療担規則第三条第二項から第四項までの 規定及び新療担規則第三条第二項から第四項ま での規定(新療担規則第十一条において読み替 えて適用する場合を含む。)並びに前二条に関 して必要な資料の提供を求めることができる。 2 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年 法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支</p>
---	--	--	--	--	---

払基金は、保険医療機関又は保険薬局において
 患者が電子資格確認によつて療養の給付を受け
 る資格があることの確認を受けることができる
 体制を整備できるよう、地域における医療及び
 介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成
 元年法律第六十四号)第二十四条第一号に規定
 する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附
 則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行うた
 め、地方厚生局長等に対して、前二条に規定す
 る届出を行った保険医療機関又は保険薬局の名
 称及び所在地その他の必要な資料の提供を求め
 ることができる。
 附 則 (令和五年一月一七日厚生労働省
 令第三号)
 この省令は、公布の日から施行する。